

「令和 6 年度北海道本別高等学校の部活動に係る活動方針」（要旨）

活動方針策定の基本的な考え方

- 本校は、学校教育目標等を踏まえ、「道立学校に係る部活動の方針」に則り、「令和 5 年度北海道本別高等学校の部活動に係る活動方針」（以下「本方針」という。）を策定する。
- 部活動を実施する上では、生徒の学校生活等への影響を考慮した休養日や活動時間を設定し、けがの防止や心身のリフレッシュを図るほか、部活動だけではなく、多様な人々と触れ合い、様々な体験を充実させるなど、生徒のバランスのとれた生活や心身の成長に配慮する。
- 本方針は、本校における部活動が、地域、学校、競技種目、分野等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。
- 同好会等の活動が、本校の管理下で顧問（責任者）の指導の下、部活動と同程度に継続的に行われており、生徒、保護者、地域住民等からも部活動と同様な活動として受け止められている状況がある場合は、それらの活動を部活動に含めて考えることとし、本方針の適用の対象とする。
- 部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであることから、生徒の自主性、自発性を尊重し、部活動への参加を義務づけたり、活動を強制しない。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 設置する部活動

- 本校は、今年度、次の（又は別紙の）部活動を設置する。
 - ・弓道部 ・吹奏楽部 ・卓球部 ・バドミントン部 ・野球部
 - ・ボランティアクラブ ・茶道同好会 ・家庭科同好会

(2) 「部活動に係る相談・要望の窓口」の設置

- 校内に「部活動に係る相談・要望の窓口」を設置する。相談、要望は、郵便、ファクシミリ又は電子メールのいずれかにより下記の連絡先あてに提出することとする。
 - ・連絡先：〒089-3308北海道中川郡本別町弥生町49番地2
 - ・FAX：0156-22-2052 ・メール：honbetsu-jimu2@hokkaido-c.ed.jp
 - ・担当：教頭 稲 津 誠

2 適切な休養日等の設定

部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

(1) 休養日の設定

- 学期中の休養日の設定については、次のとおりとする。
 - ・週当たり2日以上以上の休養日を設ける（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。）。
 - ・週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
 - ・学校閉庁日は休養日とし、道民家庭の日（毎月第3日曜日）は、可能な限り休養日とするよう努める。

- ・休養日には学校で行う朝練習や自主練習も行わない。
- ・大会、試合、コンクール、コンテスト、発表会等(以下「大会等」という。)の前で、やむを得ず活動を行う場合(高体連、高文連、高野連等が主催する大会等の日の前日から起算して1か月以内の期間の場合)は、代替の休養日を設ける。

○長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。

(2) 活動時間の設定

○学期中及び長期休業中の活動時間については、次のとおりとする。

- ・1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む。)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- ・休業日の活動時間は、大会等への出場、練習試合、合宿を行う場合や、高体連、高文連、高野連等が主催する大会等の日の前日から起算して1か月以内の期間の場合は、下記(4)のイの活動時間の上限の範囲内での活動を行うことができるものとする。
- ・本校が所在する地域又は活動を行う予定の地域に、気象庁の高温注意情報が発せられた時間帯は、原則として活動を行わない。

(3) 高等学校における休養日等の設定

○上記(1)及び(2)の基準を基本とするが、部活動顧問からの申出がある場合、下記(4)の休養日の下限及び活動時間の上限の範囲内での活動を行うと認められる場合には、休養日や活動時間を弾力的に設定することも考えられる。その際には、学校全体として、持続可能な部活動の運営体制の構築を図る。

(4) 原則の特例(高等学校段階における弾力的な休養日等の設定)

ア 休養日の下限

- ・学期中は、平日に週1日(年間52日)以上、週末又は祝日に月1日(年間12日)以上の休養日を設けるほか、学校閉庁日(年間9日)を休養日とし、年間73日以上を休養日とする(週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)
- ・長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。

イ 活動時間の上限

- ・1日の活動時間は、長くとも平日では3時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む。)は4時間程度とし、1週間の活動時間は、長くとも16時間程度とする。

終わりに

校長は、本方針を毎年度策定するとともに、必要に応じて内容の見直しを行う。